

第42回定時株主総会招集ご通知に 際しての電子提供措置事項

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく
書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

事業報告

- 「使用人の状況」
- 「主要な借入先の状況」
- 「その他企業集団の現況に関する重要な事項」
- 「株式の状況」
- 「新株予約権等の状況」
- 「会社役員の状況（社外役員に関する事項）」
- 「会計監査人の状況」
- 「業務の適正を確保するための体制」

連結計算書類

- 「連結株主資本等変動計算書」
- 「連結注記表」

計算書類

- 「株主資本等変動計算書」
- 「個別注記表」

（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
株式会社大戸屋ホールディングス

上記事項につきましては、法令及び当社定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しております。

1. 企業集団の現況

(1) 使用人の状況（2025年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前期末比増減
713名	84名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
36名	11名減	47.1歳	8.8年

（注）使用人数は就業人員数であり、他社からの出向者、子会社への出向者、臨時従業員（パートタイマー、有期契約社員、嘱託社員）は含めておりません。

(2) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入金額（百万円）
株式会社三井住友銀行	560
株式会社横浜銀行	560
株式会社あおぞら銀行	240
三井住友信託銀行株式会社	240

(3) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

① 発行可能株式総数	普通株式	28,720,000株	
	第1回優先株式	50株	
② 発行済株式の総数	普通株式	7,257,300株	
	(うち自己株式数	4,947株)	
	第1回優先株式	15株	
③ 株主数	普通株式	20,063名(前期末比	525名増)
	第1回優先株式	1名(前期末比	一名)

④ 大株主

株主名	持 株 数			合計株式 持株比率
	普通株式	第1回優先株式	合計株式数	
株式会社コロワイド	3,388千株	15株	3,388千株	46.72%
株式会社日本アクセス	50	－	50	0.69
住友商事株式会社	43	－	43	0.59
ブルドックソース株式会社	37	－	37	0.51
大戸屋従業員持株会	28	－	28	0.39
日本ハム株式会社	27	－	27	0.37
東京海上日動火災保険株式会社	20	－	20	0.28
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	14	－	14	0.20
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	14	－	14	0.20
BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS	12	－	12	0.17

(注) 持株比率は、自己株式（4,947株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

当社は、当社の社外取締役を除く取締役に対して、株式保有を通じて株主との価値共有を高めることにより、企業価値の持続的な向上を図ることを目的に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

取締役に交付した普通株式の区分別合計

	普通株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	4,000株	2名
社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る）	－株	－名
監査等委員である取締役	－株	－名

（注）当事業年度中に交付した株式の内容は、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って服する当社普通株式（譲渡制限付株式）であります。

⑥ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

（2）新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役小濱直人氏は、株式会社オフィス小浜の代表取締役であります。兼務先と当社との取引関係はありません。

取締役山田奈央子氏は、株式会社シルキースタイル代表取締役、一般社団法人フェムテック協会代表理事、ヤマトインターナショナル株式会社社外監査役、株式会社シーボン社外取締役であります。兼務先と当社との取引関係はありません。

取締役（監査等委員）河合宏幸氏は、河合公認会計士・税理士事務所の所長、株式会社エイチワンの社外監査役であります。兼務先と当社との取引関係はありません。

取締役（監査等委員）田村吉央氏は、弁護士法人ノーサイド法律事務所の代表弁護士、大和自動車交通株式会社の社外監査役であります。兼務先と当社との取引関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
社 外 取 締 役	小 瀨 直 人	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、金融に関する高度な知識と経験に加え、これまで複数の会社経営に関与された経験から、経営戦略やマーケティング並びに海外展開等に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 取 締 役	山 田 奈 央 子	当事業年度に開催した取締役会10回中10回に出席し、マーケティング及び企業経営等に関する幅広い知識と経験に加え、当社主要顧客である女性目線から営業やマーケティング並びに商品開発等に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	河 合 宏 幸	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、公認会計士・税理士として企業の会計監査・経営指導に従事され、財務・会計及び税務に関する高度な知識と経験を有していることに加え、上場企業の社外監査役としてコーポレートガバナンスの一翼を担われた経験から財務やガバナンス等に関する意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 同様に当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員)	田 村 吉 央	当事業年度に開催した取締役会12回中12回に出席し、弁護士として各種企業法務・契約実務に精通しており、主に経験豊富な法律の専門家としての視点から、法務やガバナンス等に関する適切な意見・助言を適宜行い、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 同様に当事業年度に開催された監査等委員会13回全てに出席し、監査結果について意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	64百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	64百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の運用状況を確認し、報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬につき、会社法第399条第3項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査の報酬等と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 子会社の監査に関する事項

当社の子会社である香港大戸屋有限公司、AMERICA OOTOYA INC.、M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD.及びTHREE FOREST (THAILAND) CO.,LTD.は当社の会計監査人以外の会計事務所等による監査又はレビューを受けております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制

業務の適正を確保するための体制の決議の内容

当社は、業務の適正を確保するための体制の整備について、取締役会において決議し、以下のとおり基本方針を決定しております。

- ① 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合し、企業の社会的責任を果たすため、「経営理念」及び「基本方針」の周知徹底を図る。

また、「コンプライアンス規程」を定め、業務執行や研修等を通じ指導教育を実施し、取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合する体制を整備する。

経営管理本部長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンスに関する事項を管理するとともに、「内部通報制度規程」を定め、コンプライアンス上疑義のある行為等について使用人が直接情報提供を行う手段としてコンプライアンス・ホットラインを設ける。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力等へは毅然とした姿勢で臨み一切の関係を遮断する。不当要求等については断固として拒否し、弁護士、警察等とも連携して的確な対応を行う。

被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、当社及び当社子会社の内部監査に関する基本方針を定め、当社及び当社子会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令、「文書管理規程」その他の社内規程に従い、取締役会等の重要会議の審議過程や意思決定の記録、稟議書、重要な契約書等、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という）に記録し、保存する。取締役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとする。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、当社及び当社子会社の事業推進に伴う損失の危険（以下「リスク」という）についてそれぞれの部署が管理し、関係者へ周知徹底を図るものとする。

加えて、リスクについて把握・評価し適切な対応を行うために、「リスク管理規程」を定めリスク管理体制を整備するとともに経営管理本部長を委員長とする「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、リスクの一元管理を行う。委員長は全社的なリスクの管理状況を把握し、適宜取締役会に報告する。

④ 当社及び当社子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会等において当社及び当社子会社の取締役等及び使用人が共有する年度計画を定め、この浸透を図る。各取締役は目標達成に向けて各部門が実施する具体的な目標と権限分配を含めた効率的な方策を定める。

また、ＩＴを活用したシステムにより、その結果を迅速にデータ化することで、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

⑤ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、持株会社として当社及び当社子会社の業務運営を管理監督し、必要な経営資源を配分し、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するため、「関係会社管理規程」に基づき、セグメント別の事業毎に、それぞれ責任を負う取締役を任命し、コンプライアンス体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与える。

当社の取締役は当社子会社の取締役を兼務し、当社子会社の運営を監視・監督する。また、当社の監査等委員会は、適宜当社子会社の監査を行い、当社子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。

⑥ 当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

当社は、当社子会社に対し、当社子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

⑦ 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、必要に応じて監査等委員会の職務を補助する使用人を置くものとする。

⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査の補助業務を遂行するにあたり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの指揮命令を受けないものとし、専ら監査等委員会の指揮命令に従わなければならない。

⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員への報告に関する体制

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、法定の事項に加え、当社及び当社子会社に重大な影響を及ぼす事項、内部監査に関する事項、コンプライアンス・ホットラインによる通報内容についてすみやかに監査等委員会に報告する。

常勤監査等委員は、取締役会等のほか重要会議に出席し、重要な意思決定の過程及び業務の進捗状況について報告を受ける体制を確保する。

また、監査等委員会が選定する監査等委員は、業務執行に係る重要な文書及び稟議書などを閲覧し、必要に応じ取締役又は使用人に説明を求める。

⑩ 子会社の取締役及び監査役等並びに使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制

当社及び当社子会社の取締役・監査役等及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に関する報告を求められたときは、すみやかに適切な報告を行う。

当社子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、法令違反行為等当社又は当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、直ちに当社監査等委員会に報告を行う。

- ⑪ 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は監査等委員会へ報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び当社子会社の取締役・監査役等及び使用人に周知徹底する。

- ⑫ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の遂行について、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、すみやかに当該費用又は債務を処理する。

- ⑬ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、会計監査人から会計監査についての説明を受けるとともに、適宜情報の交換を行う。また内部監査担当部署とも密接な連携を保ち、監査等委員の監査の実効性を高める。加えて、代表取締役との定期的な意見交換会を設置する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況

当社は、2021年6月15日付けで監査等委員会設置会社に移行し、取締役の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定並びに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制の運用状況の概況は以下のとおりであります。

（取締役の職務の執行に関する事項）

- ・当事業年度は取締役会を12回開催し、重要事項について審議・決定したほか、各事業部門を担当する取締役から業務執行についての報告を受けました。
- ・当社の各子会社の取締役等の職務遂行が適正に行われているかを監視、監督いたしました。また、常勤監査等委員が国内、海外子会社の監査を行いました。

（コンプライアンス及びリスク管理に関する事項）

- ・当事業年度は「コンプライアンス規程」及び「リスク管理規程」に基づき設置されている「コンプライアンス・リスク管理委員会」を計4回開催し、コンプライアンス及びリスク管理に関する留意点・対応方針につき徹底を図りました。
- ・コンプライアンスに対する意識向上のため全店主及び本部等の従業員を対象とした「コンプライアンス研修」を実施し、研修後には確認テストとコンプライアンスに関する誓約書を取得しております。
- ・内部監査室は内部監査計画に基づき、当社並びに当社子会社の内部監査を行い、その結果は代表取締役、監査等委員に報告を行いました。
- ・コンプライアンス・ホットラインを通じた内部通報については、第三者機関と提携した「大戸屋ホットライン」を設置し、内部監査室が中心となり適切な対応を行いました。

（監査等委員会の監査体制）

- ・当事業年度において、監査等委員会を13回開催いたしました。
監査等委員会が定めた監査方針及び監査計画などに基づき、常勤の監査等委員は重要な会議に出席するほか、直接または内部監査部門を通じて各部門に対してヒアリング・調査を行い、取締役会の意思決定の過程及び取締役の業務執行状況について監査・監督いたしました。
さらに、監査等委員会は、会計監査人と監査前に監査方針・監査計画並びに日程等について意見交換を行うほか、必要に応じて監査計画の進捗状況、監査実施上の問題点などについても情報交換を行い、会計監査人と相互連携を図りました。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,029	2,805	△1,220	△0	4,615
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	14	14	－	－	28
減 資	△1,000	1,000	－	－	－
剰 余 金 の 配 当	－	－	△141	－	△141
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△1,512	△1,512
自 己 株 式 の 消 却	－	△1,512	－	1,512	－
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	1,224	－	1,224
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	△985	△498	1,083	△0	△400
当 期 末 残 高	2,044	2,307	△136	△0	4,214

	その他の包括利益累計額		非 支 配 株主持分	純資産合計
	為替換算 調整勘定	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	167	167	166	4,949
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行	－	－	－	28
減 資	－	－	－	－
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△141
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△1,512
自 己 株 式 の 消 却	－	－	－	－
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	－	1,224
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	97	97	73	170
当 期 変 動 額 合 計	97	97	73	△230
当 期 末 残 高	264	264	240	4,719

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	7社
連結子会社の名称	株式会社大戸屋 香港大戸屋有限公司 OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD. AMERICA OOTOYA INC. OOTOYA NJ L.L.C. M OOTOYA (THAILAND) CO., LTD. THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.

(注)VIETNAM OOTOYA CO.,LTD.は清算終了により、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用しない関連会社の名称等

会社等の名称 上海全戸成餐飲管理有限公司

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち6社（香港大戸屋有限公司、OOTOYA ASIA PACIFIC PTE. LTD.、AMERICA OOTOYA INC.、OOTOYA NJ L.L.C.、M OOTOYA(THAILAND)CO., LTD.、THREE FOREST (THAILAND) CO., LTD.）の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の貸借対照表及び損益計算書を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行うこととしております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ 有価証券

関連会社株式……………移動平均法による原価法

ロ 棚卸資産

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定額法

（リース資産を除く） 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2年～34年

無形固定資産……………定額法

（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）によっております。

リース資産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとして算定する定額法によっております。

長期前払費用……………均等償却

償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当連結会計年度の負担額を計上しております。

販売促進引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌連結会計年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

店舗閉鎖損失引当金……………店舗の閉鎖により発生する損失に備えるため、当連結会計年度末における閉鎖決定店舗の閉店時に発生すると認められる額を計上しております。

④ヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

ハ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑤収益及び費用の計上基準

当社グループは、定食店「大戸屋ごはん処」等の飲食店運営によるサービスの提供、フランチャイズ（FC）加盟者に対する物品の販売、FC加盟者に対する経営指導及び店舗運営指導等を行っております。

サービスの提供による収益は、飲食店における顧客からの注文に基づく料理の提供であり、顧客へ料理を提供し対価を受領した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

なお、サービスの提供時にポイントを付与するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムの提供については、付与したポイントを履行義務として認識し、将来の失効見込率を考慮して履行義務に配分した取引価格を契約負債として収益から控除して繰り延べ、顧客のポイント使用時に収益を認識しております。

また、サービス提供時に外部ポイントプログラムを付与するサービスの提供については、他社が運営するカスタマー・ロイヤリティ・プログラムのポイント負担金を除いた金額で収益を認識しております。

物品の販売による収益は、FC加盟者に対する食材の販売等であり、顧客に商品を引き渡した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

FC店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入（FC加盟金及びロイヤリティ収入）は、取引の実態に従って収益を認識しております。FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。ロイヤリティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に係る注記

（法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針 第28号 2022年10月28日。第65-2項（2）ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更にに関する注記

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、「有形固定資産」の「その他」に含めていた「建設仮勘定」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記することとしております。

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「雑収入」に含めていた「手数料収入」は「営業外収益」の総額の100分の10を超えたため、当連結会計年度から独立掲記することとしております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りによる当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、将来の連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

なお、関係会社の事業計画については次の仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

経済活動の緩やかな回復に加え、訪日外国人数の増加によるインバウンド消費の拡大も追い風となり、外食需要は回復基調が継続しています。当社における翌連結会計年度の売上高に関しても、外食事業の回復基調を背景にメディア露出増加等による来店促進の強化やアプリ活用による再来店の促進の強化に取り組み、新規出店等もおこなうことで、2025年3月期の売上高水準を上回ると仮定しております。

また、コスト面に関しては、仕入価格の高騰や賃金上昇の影響等を一定程度考慮する一方で、店舗労働時間の管理徹底による労務費の適正化等を織り込んでおります。

(1) 固定資産の減損

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産	2,707百万円
減損損失	67百万円

その他情報

当社グループは固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、営業店舗を基本単位とした資産のグルーピングを行っております。このうち、減損の兆候がある資産グループ等について減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが事業計画や市場環境の変化により、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の重要な仮定に変更があった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 955百万円

その他情報

繰延税金資産の認識は、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額に基づいて見積もっております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 5,702百万円

6. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しております。

用途	場所	種別	減損損失（百万円）
店舗	東京都他	建物及び構築物	26
		工具、器具及び備品	30
		その他	10
合計			67

当社グループは、主として資産のグルーピングを店舗ごとに行っております。

減損対象とした店舗は、営業活動から生じる損益が継続してマイナスである店舗等であり、当該店舗の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は上表のとおりであります。

なお、当該資産グループの回収可能価額は、使用価値により測定しております。使用価値の算定にあたっては、将来キャッシュ・フローを資本コストの10.68%～11.39%で割引いて算定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスである資産グループについては、ゼロとしております。

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式7,257,300株
第1回優先株式15株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月9日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	36	5	2024年3月31日	2024年6月4日
2024年5月9日 取締役会	優先株式	利益 剰余金	105	3,500,000	2024年3月31日	2024年6月20日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月9日 取締役会	普通株式	利益 剰余金	72	10	2025年3月31日	2025年6月5日
2025年5月9日 取締役会	優先株式	利益 剰余金	52	3,500,000	2025年3月31日	2025年6月25日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
該当事項はありません。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社は、主に飲食事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、賃借物件等に係る敷金及び保証金は、差入先の信用リスクに晒されております。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、返済日は決算日後、最長で3年後であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されていますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」、「(4) 会計方針に関する事項」の「④ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

売掛金は、各所管部署において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

敷金及び保証金は、新規取得時に相手先の信用状態を十分に検証するとともに、所管部署が相手先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

(b) 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するとともに手許流動性を適度に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。また、流動性リスクの備えとして、銀行との間で当座貸越契約を締結しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当連結会計年度の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注1)を参照ください。）。また、以下の科目は、現金であること、又は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

「現金及び預金」、「売掛金」、「未収入金」、「預け金」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 敷金及び保証金	1,732	1,536	△196
資産計	1,732	1,536	△196
(2) 長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,600	1,596	△3
負債計	1,600	1,596	△3

(注1) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	20

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	－	－	1,536	1,536
資産計	－	－	1,536	1,536
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	－	1,596	－	1,596
負債計	－	1,596	－	1,596

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

敷金及び保証金

これらの時価は、償還予定時期を見積り、敷金及び保証金の回収見込額を安全性の高い長期の債券の利回りに信用リスクを勘案した割引率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を市場金利で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報
当連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）
財又はサービスの種類別の内訳

(単位：百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	国内 直営事業	国内フラン チャイズ 事業	海外 直営事業	海外フラン チャイズ 事業	計		
サービスの提供	18,796	－	3,091	－	21,887	－	21,887
物品の販売	210	7,206	－	5	7,421	553	7,975
その他	66	1,152	－	302	1,522	－	1,522
顧客との契約から生じる収益	19,073	8,358	3,091	308	30,831	553	31,385
外部顧客に対する売上高	19,073	8,358	3,091	308	30,831	553	31,385

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、タイ王国におけるプライベートブランド商品の輸入・販売事業等であります。

- (2) 収益を理解するための基礎となる情報
「1.連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」、「(4) 会計方針に関する事項」の「⑤収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。
- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報
顧客との契約から生じた債権及び契約負債の期首残高及び期末残高は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	593
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	673
契約負債（期首残高）	117
契約負債（期末残高）	273

当社グループでは、FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金について、当該対価を契約負債として計上しており、契約資産はありません。
当連結会計年度において認識した収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は36百万円であります。

(4) 残存履行義務に配分する取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は主にFC加盟金収入に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度 (2025年3月31日)
1年以内	200
1年超5年以内	39
5年超	33
合計	273

10. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 403円48銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 161円66銭 |

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	3,029	1,553	1,252	2,805	513	513
当 期 変 動 額						
新株の発行	14	14	－	14	－	－
減 資	△1,000	△1,000	2,000	1,000	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△141	△141
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－
自己株式の消却	－	－	△1,512	△1,512	－	－
当期純利益	－	－	－	－	224	224
当期変動額合計	△985	△985	487	△498	83	83
当 期 末 残 高	2,044	568	1,739	2,307	597	597

	株 主 資 本		純資産合計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
当 期 首 残 高	△0	6,349	6,349
当 期 変 動 額			
新株の発行	－	28	28
減 資	－	－	－
剰余金の配当	－	△141	△141
自己株式の取得	△1,512	△1,512	△1,512
自己株式の消却	1,512	－	－
当期純利益	－	224	224
当期変動額合計	△0	△1,400	△1,400
当 期 末 残 高	△0	4,948	4,948

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

原材料及び貯蔵品……………最終仕入原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

(2) 固定資産の減価償却の方法

有 形 固 定 資 産……………定額法

（リース資産を除く） 耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8年～34年

無 形 固 定 資 産……………定額法

（リース資産を除く） 自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（5年）によっております。

リ ー ス 資 産……………所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち、当事業年度の負担額を計上しております。

販売促進引当金……………株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) ヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

④ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、経営指導料、受取配当金、業務受託に係る収入、FC店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入（FC加盟金及びロイヤルティ収入）となります。

経営指導料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金は、配当金の効力発生日をもって認識しております。業務受託に係る収入は、契約内容に応じた受託業務を提供した時点で履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。FC店舗運営希望者に対するFC権の付与により受領した収入（FC加盟金及びロイヤルティ収入）は、取引の実態に従って収益を認識しております。FC契約締結時にFC加盟者から受領するFC加盟金は、当該対価を契約負債として計上し、履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。ロイヤルティ収入は、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りによる当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、将来の事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは次のとおりです。

なお、関係会社の事業計画については次の仮定に基づき、会計上の見積りを行っております。

経済活動の緩やかな回復に加え、訪日外国人数の増加によるインバウンド消費の拡大も追い風となり、外食需要は回復基調が継続しています。当社における翌事業年度の売上高に関しても、外食事業の回復基調を背景にメディア露出増加等による来店促進の強化やアプリ活用による再来店の促進の強化に取り組み、新規出店等もおこなうことで、2025年3月期の売上高水準を上回ると仮定しております。

また、コスト面に関しては、仕入 価格の高騰や賃金上昇の影響等を一定程度考慮する一方で、店舗労働時間の管理徹底による労務費の適正化等を織り込んでおります。

(1) 関係会社株式の評価

当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	560百万円	(内株式会社大戸屋に対する投資	431百万円)
--------	--------	-----------------	---------

その他情報

関係会社株式は、市場価格のない株式であり、実質価額が著しく低下したときは、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、帳簿価額を実質価額まで減額し、当該減少額を関係会社株式評価損として計上しております。当該回復可能性は、関係会社の事業計画に基づいて判断しております。なお、将来の事業環境の変化等により、関係会社の業績が悪化し、将来の業績回復が見込めなくなった場合には減損処理が必要となり、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 短期貸付金及び関係会社長期貸付金の評価

当事業年度の計算書類に計上した金額

短期貸付金	600百万円	(内株式会社大戸屋に対する融資	600百万円)
-------	--------	-----------------	---------

関係会社長期貸付金	3,627百万円	(内株式会社大戸屋に対する融資	3,500百万円)
-----------	----------	-----------------	-----------

その他情報

関係会社に対する貸付金の評価に際し、事業計画などに基づき、弁済能力を評価し、回収不能見込額については、貸倒引当金127百万円（当事業年度繰入額94百万円）を計上しております。なお、将来の事業環境の変化等により、関係会社の業績が悪化し、将来の業績回復が見込めなくなった場合には、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	221百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	760百万円
短期金銭債務	37百万円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	1,338百万円
販売費及び一般管理費	87百万円
営業取引以外の取引による取引高	69百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数	普通株式	4,947株
------------------------	------	--------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	6百万円
貸倒引当金	44百万円
減損損失	39百万円
関係会社株式評価損	488百万円
その他	73百万円
小計	652百万円
評価性引当額	△516百万円
計	135百万円
繰延税金負債	
資産除去費用	△2百万円
計	△2百万円
繰延税金資産の純額	132百万円

(表示方法の変更)

前事業年度において独立掲記しておりました、「未払事業税」、「海外源泉税」、「賞与引当金」、「未払社会保険料」、「資産除去債務」、「確定拠出年金移行に伴う未払金」、「販売促進引当金」は、重要性が乏しくなったため、当事業年度から「その他」に含めて表示しております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
親会社	(株)コロワイド	被所有 (直接) 46.7%	従業員の出 向	自己株式の取得 (注) 1	1,512	—	—

取引の内容

(注)1. 2024年6月28日に実施した第1回優先株式15株の買い取りによるものです。

子会社等

属 性	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	AMERICA OOTOYA INC. (注) 1,4	所有 (直接) 100.0%	経営指導 資金の援助 役員の兼任	—	—	関係会社 長期貸付金	127
子会社	株式会社大戸屋 (注) 1,2,3	所有 (直接) 100.0%	経営指導 役員の兼任 設備の賃貸 資金の援助	経営指導料 等の受取	1,228	売掛金	122
				設備の賃貸料 の受取	22	未収入金	2
				資金の回収	600	短期貸付金	600
				利息の受取	42	関係会社 長期貸付金	3,500

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金の貸付の取引条件は市中金利を勘案して決定しており、担保の受入等の取引関係はありません。
2. 経営指導料等の取引条件については、業務内容を勘案して決定しております。
3. 設備の賃貸取引に係る取引条件については、賃貸に係る総原価を勘案して決定しております。
4. AMERICA OOTOYA INC.への貸付金に対し、127百万円の貸倒引当金を計上しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(5) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 468円29銭
- (2) 1株当たり当期純利益 23円77銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。